



熊本県公報

第 1 1 8 7 9 号
平成 22 年 2 月 5 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更…………… (障害者支援総室) 1
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(網田加入区) …… (団体支援総室) 1
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(二見加入区) …… (//) 2
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援総室) 2
- 保安林の指定…………… (森林保全課) 2
- 熊本都市計画緑地の変更(熊本県決定)…………… (都市計画課) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援総室) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (//) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 4
- 宇城広域連合を組織する地方公共団体の数の減少、処理する事務の変更及び規約の一部変更の許可…………… (市町村総室) 4
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 4
- 道路の供用開始…………… (//) 4

公 告

- 平成 22 年度及び 23 年度における治山・林道事業における測量、設計・コンサルタント及び現場技術業務委託に係る指名競争入札参加希望者の把握…………… (農村計画・技術管理課) 4
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 8
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (//) 9
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (//) 9
- 換地処分…………… (農村整備課) 9
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 9

登 載 依 頼

- 平成 21 年度第 3 回熊本県私立学校審議会の開催…………… (熊本県私立学校審議会) 10

正 誤

- 平成 21 年 12 月 25 日熊本県告示第 1 1 3 6 号(生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の指定)中…………… (社会福祉課) 11

告 示

熊本県告示第 1 1 2 号

障害者自立支援法(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号)第 4 6 条第 1 項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 2 年 2 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人権現福祉会 児童デイサービス さくら 児童デイサービス	事業所の住所	八代市場町 3 5 番地 3	八代市高下西町 1 7 6 0 番地	平成 2 0 年 4 月 1 日

熊本県告示第 1 1 3 号

漁船損害等補償法(昭和 2 7 年法律第 2 8 号。以下「法」という。)第 1 1 2 条第 1 項

の同意を求め、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成22年2月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 加入区 網田加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
 - 宇土市長浜町290番地 園田 恵一
 - 宇土市長浜町509番地3 田中 初憲
 - 宇土市戸口町796番地 村上 初雄
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合 網田漁業協同組合
- 4 縦覧期間 平成22年2月5日から平成22年2月19日まで
- 5 縦覧場所 網田漁業協同組合

熊本県告示第114号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求め、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成22年2月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 加入区 二見加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
 - 八代市二見洲口町1019番地 田中 義廣
 - 八代市二見洲口町1098番地 濱田 一雄
 - 八代市二見洲口町1065番地 本田 洋明
 - 八代市二見洲口町1028番地 牧 末満
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合 二見漁業協同組合
- 4 縦覧期間 平成22年2月5日から平成22年2月19日まで
- 5 縦覧場所 二見漁業協同組合

熊本県告示第115号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成22年2月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
湧楽苑居宅介護支援事業所 八代郡氷川町吉本108番地	株式会社なごやかハウス	平成22年2月1日

熊本県告示第116号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年2月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市河浦町今富字穴ノ迫3413番、3414番1、3414番3、3422番、3426番、3427番、3429番1、3429番2、3430番、3432番2、3444番から3446番まで、宇尾路ノ久保3454番1、3454番2、3460番1、3460番3、3460番5、3462番から3464番まで、3467番から3469番まで、3469番2、3470番、3473番、3474番1、3474番2、3476番、3477番、3479番1、3479番3、3480番2、3481番1、3482番1から3482番3まで、3483番、3485番、3485番2、3486番から3488番まで、3489番2、3490番、宇上ノ木場3496番から3498番まで、3500番、3509番、3532番、宇

新造平3680番、3681番、3682番2、3684番から3686番まで、3691番、3692番、3696番、3725番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字穴ノ迫3444番、3445番、字尾路ノ久保3460番1・3460番3・3460番5・3464番・3488番（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第117号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成22年2月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画緑地 7号 神園山小山山緑地
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本市小山六丁目の一部
- 3 縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第118号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年2月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
介護センターあやとり 熊本市渡鹿六丁目7番54号	株式会社あやとり	平成22年2月1日

熊本県告示第119号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成22年2月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
介護センターあやとり 熊本市渡鹿六丁目7番54号	株式会社あやとり	平成22年2月1日

熊本県告示第120号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年2月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所きずな 菊池郡大津町灰塚123番地1	有限会社肥後いこいの家	平成22年2月1日

熊本県告示第121号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成22年2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護事業所きずな 菊池郡大津町灰塚123番地1	有限会社肥後いこいの家	平成22年2月1日

熊本県告示第122号

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第13条第1項の規定により、平成22年1月18日付けで宇城広域連合長から申請のあった宇城広域連合を組織する地方公共団体の数の減少、処理する事務の変更及び規約の一部変更を平成22年1月28日付けで許可した。
平成22年2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成22年2月5日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成22年2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	益城菊陽線	上益城郡益城町大字惣領字木神 1508番1地先から 同町大字惣領字高木 1587番9地先まで	186.1	緊道整 B（改 築によ る拡幅）

2 供用を開始する期日 平成22年2月5日

熊本県告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成22年2月5日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成22年2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	下益城郡美里町岩野字巢喰谷 1766番地先から 同所 1767番地先まで	109.3	地基創 改（改 築によ る拡幅）

2 供用を開始する期日 平成22年2月8日

公 告

熊本県公告第56号

平成22年度及び平成23年度において治山・林道事業における測量、設計・コンサルタント又は現場技術業務委託に係る指名競争入札参加希望者を把握するため、別表1又は

別表2に定める技術者に該当する者を有し、治山・林道事業に係る測量、設計・コンサルタント又は現場技術業務委託の指名を希望する者は、別記書類を提出されたい。

平成22年2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 対象者
平成22年度及び平成23年度熊本県競争入札参加資格を有する者（熊本県土木部監理課登録）又は同資格を有する見込みのある者
- 2 提出方法
持参又は郵送（簡易書留によること。）
- 3 提出期限
平成22年3月10日（郵送の場合は、平成22年3月10日消印有効）
- 4 提出先
(1) 持参の場合 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館9階農林水産部農村計画・技術管理課技術管理室
(2) 郵送の場合 〒862-8570（県庁専用郵便番号）
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県農林水産部農村計画・技術管理課技術管理室

5 提出書類及び部数

	提出書類等	提出部数
1	「治山」・「林道」事業関係業務の委託に係る指名競争入札参加希望者調査表（別記第1号様式）	1部
2	技術者経歴書（別記第2号様式）	1部
3	測量・設計等実績調書（別記第3号様式）	1部
4	資格の登録を証する書面の写し	1部
5	切手を貼付した返信用封筒	1部

- 6 結果通知
平成22年3月31日までに文書で通知する予定
- 7 問い合わせ先
熊本県農林水産部農村計画・技術管理課技術管理室 電話096-333-2467
- 8 その他
様式等については、県庁ホームページから入手できる。

別表1 技術者該当区分（治山事業関係）

(1) 測量業務

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法（昭和24年法律第188号）第49条の規定による測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が8年以上ある者で、治山部門の測量業務に従事した期間が3年以上であるもの
測量技師	測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量に従事した期間が3年以上ある者で、治山部門の測量業務に従事した期間が2年以上であるもの
測量技師補	測量士補の登録を受けた後、森林土木部門の測量に従事した期間が3年以上ある者で、治山部門の測量業務に従事した期間が2年以上であるもの

(2) 設計・コンサルタント業務

技術者の名称	技 術 経 歴
技師長	1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者 2 調査等に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、治山に関する実務経験が通算5年以上である者で、次の各号のいずれかに該当するもの

	<p>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、森林土木部門の職務に従事した期間が 12 年以上である者</p> <p>(2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 23 年以上であるもの</p> <p>(3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 27 年以上であるもの</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木（土木、農業土木又は林業）の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門の職務に従事した期間が 32 年以上であるもの</p>
主任技師	<p>設計・コンサルタント業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ、治山に関する実務経験が通算 5 年以上である者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上である者</p> <p>(2) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 18 年以上であるもの</p> <p>(3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 23 年以上であるもの</p> <p>(4) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 27 年以上であるもの</p>
技師 A	<p>設計・コンサルタント業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ、治山に関する実務経験が通算 4 年以上である者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、森林土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上である者</p> <p>(2) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 13 年以上であるもの</p> <p>(3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 17 年以上であるもの</p> <p>(4) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 27 年以上であるもの</p>

(3) 現場技術業務

技術者の名称	技 術 経 歴
管理技術者	<p>1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者</p> <p>2 建設業法に規定する 1 級土木施工管理技士の資格を取得し、森林土木部門に関する 5 年以上の実務経験を有する者で、治山に関する実務経験（治山工事における現場代理人の経験を含む。）が 4 年以上あるもの</p> <p>3 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、治山に関するの実務経験が 4 年以上ある者であって、次の各号の</p>

	<p>いずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士の登録（森林土木部門）を受けた者</p> <p>(2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門に関する 13 年以上の実務経験を有するもの</p> <p>(3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門に関する 17 年以上の実務経験を有するもの</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木の知識及び技術を有していると認められる者であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門に関する 20 年以上の実務経験を有するもの</p>
--	--

別表 2 技術者該当区分（林道事業関係）

(1) 測量業務

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 49 条の規定による測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が 8 年以上である者
測量技師	測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が 3 年以上である者
測量技師補	測量士補の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が 3 年以上である者

(2) 設計・コンサルタント業務

技術者の名称	技 術 経 歴
技師長	<p>1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者</p> <p>2 調査等に関する専門的な知識及び技術を有し、次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、森林土木部門の職務に従事した期間が 12 年以上である者</p> <p>(2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 23 年以上であるもの</p> <p>(3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 27 年以上であるもの</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木（土木、農業土木又は林業）の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門の職務に従事した期間が 32 年以上であるもの</p>

主任技師	<p>設計・コンサルタント業務に関する専門的知識及び技術を有し、次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上である者</p> <p>(2) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 8 年以上であるもの</p> <p>(3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 3 年以上であるもの</p> <p>(4) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 7 年以上であるもの</p>
技師 A	<p>設計・コンサルタント業務に関する専門的知識及び技術を有し、次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、森林土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上である者</p> <p>(2) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 3 年以上であるもの</p> <p>(3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 7 年以上であるもの</p> <p>(4) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 7 年以上であるもの</p>

(3) 現場技術業務

技術者の名称	技 術 経 歴
管理技術者	<p>1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者</p> <p>2 建設業法に規定する 1 級土木施工管理技士の資格を取得し、森林土木部門に関する 5 年以上の実務経験を有する者</p> <p>3 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号にいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士の登録（森林土木部門）を受けた後、森林土木部門に関する 4 年以上の実務経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門に関する 1 3 年以上の実務経験を有するもの</p> <p>(3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門に関する 1 7 年以上の実務経験を有するもの</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木の知識及び技術を有していると認められる者であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門に関する 2 0 年以上の実務経験を有するもの</p>

熊本県公告第 5 7 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 2 年 2 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

- 合志市須屋字七ツ石2972番298
248.01平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池市泗水町吉富2767番地9
森田 キミヨ

熊本県公告第58号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成22年2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字下屋敷504番1の一部
1,525.61平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市八景水谷一丁目25番52号
田島 智恵子

熊本県公告第59号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成22年2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字南下原1368番1及び同1368番3
2,971.05平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市尾ノ上一丁目5番20号
株式会社南栄開発

熊本県公告第60号

県営福本・富地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。
平成22年2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第61号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
平成22年2月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1309号	肉骨粉	6.5粗碎肉骨粉	窒素全量：6.5 りん酸全量：15.5	その他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社熊本蛋白ミール公社 熊本県菊池市七城町大字林原70番地	平成28年1月24日
熊本県肥第1411号	配合肥料	マルチPK	りん酸全量：17.0 く溶性りん酸：14.0 加里全量：18.0 水溶性加里：13.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	西日本殖産有限公司 熊本県八代市松崎町159番地1	平成25年2月5日

熊本県肥 第141 2号	混合有 機質肥 料	混合有 機質肥 料4号	窒素全量： 5.0 りん酸全量： 1.0	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	大東肥料株式会 社 熊本県八代市鏡 町鏡1159番 地3	平成25 年2月5 日
熊本県肥 第127 7号	炭酸カ ルシウ ム肥料	10.0炭酸 苦土石 灰2号	アルカリ分 ：55.0 可溶性苦土 ：10.0	その他の制限 事項は、公定 規格のとおり	有限会社金橋物 産 熊本県水俣市袋 字長尾2208 番地2	平成28 年2月9 日
熊本県肥 第113 6号	混合石 灰肥料	果樹園 芸用混 合石灰 肥料1 号	アルカリ分 ：50.0 く溶性苦土 ：9.0	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	白雲石工業株式 会社 兵庫県尼崎市元 浜町四丁目78 番地	平成28 年2月1 6日
熊本県肥 第131 5号	炭酸カ ルシウ ム肥料	10.0炭酸 苦土石 灰	アルカリ分 ：55.0 可溶性苦土 ：10.0	その他の制限 事項は、公定 規格のとおり	白雲石工業株式 会社 兵庫県尼崎市元 浜町四丁目78 番地	平成28 年3月9 日
熊本県肥 第131 2号	炭酸カ ルシウ ム肥料	10.0炭酸 苦土石 灰	アルカリ分 ：55.0 可溶性苦土 ：10.0	その他の制限 事項は、公定 規格のとおり	三光礫業有限会 社 熊本県宇城市豊 野町糸石274 5番地	平成28 年2月2 4日
熊本県肥 第131 3号	炭酸カ ルシウ ム肥料	6.0炭酸 苦土石 灰	アルカリ分 ：53.0 可溶性苦土 ：6.0	その他の制限 事項は、公定 規格のとおり	三光礫業有限会 社 熊本県宇城市豊 野町糸石274 5番地	平成28 年2月2 4日
熊本県肥 第131 4号	なたね 油かす 及びそ の粉末	5.3 なたね 油粕	窒素全量： 5.3 りん酸全 量：2.0 加里全量： 1.0	該当なし	高田晋 熊本県玉名郡長 洲町大字長洲1 316番地	平成28 年2月2 4日

登載依頼

熊本県私立学校審議会公告第3号
 熊本県私立学校審議会の会議を次のとおり開催する。
 平成22年2月5日

熊本県私立学校審議会

- 1 開催日時
平成22年2月17日（水）
午前9時30分から正午まで（予定）
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階審議会室
- 3 議題
【諮問事項】

- (1) 高等学校関係
 - ア 学校法人設立に係る寄附行為認可及び高等学校の設置者変更認可について（非公開）
- (2) 幼稚園関係
 - ア 西部音楽幼稚園の収容定員増に係る園則変更認可について（公開）
 - イ みやじま幼稚園の収容定員増に係る園則変更認可について（公開）
- (3) 専修学校関係
 - ア 常盤家政調理師専門学校の目的変更認可について（公開）
 - イ 学校法人設立に係る寄附行為認可及び専門学校の設置者変更認可について（非公開）
- 【事前協議事項】
 - (1) 中学校関係
 - ア 中学校の設置に係る事業計画について（非公開）
 - イ 中学校の設置に係る事業計画について（非公開）
 - (2) 専修学校関係
 - ア 九州中央リハビリテーション学院の目的変更に係る事業計画について（公開）
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県私立学校審議会事務局（熊本県総務部私学文書課初等宗教班）
(096-333-2063)

正 誤

平成21年12月25日熊本県告示第1136号（生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の指定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
14	23	荒尾市原万田字八反田630番地 1 ロックタウン荒尾内	荒尾市万田字八反田630番地 1 ロックタウン荒尾内